

職員組合交渉概要	
交渉日時	平成 30 年 10 月 9 日 (火) 13:30~13:45
提案概要	・平成 30 年度人事院勧告に基づく給与改定の概要説明
労使の別	主張の要旨
市	<p>1. はじめに</p> <p>・平成 30 年度人事院勧告に基づく給与改定 平成 30 年度の人事院勧告については、給料及び勤勉手当等についての増額の勧告となっている。</p> <p>今後、千葉県人事委員会より人事院勧告と同様の給料及び勤勉手当等についての増額勧告がなされた場合には、早期妥結のため書面による妥結のご回答方法についてもご検討いただきたい。</p> <p>なお、早期妥結をいただき、11 月議会において条例改正手続を行いたいと考えている。</p>
組合	<p>人事院勧告を受けて千葉市人事委員会勧告は、5 年間連続してのプラス勧告となる見込みである。</p> <p>職員の生活に直結する勧告であることから、「千葉県人勧遵守」の姿勢を堅持していくことを希望する。</p>
市	<p>2. 人事院の給与勧告の説明</p> <p>●人事院勧告による「給与勧告の骨子」資料に基づき説明。 人事院勧告の内容は、「月例給、ボーナス共に引上げ」となり</p> <p>① 民間給与との較差 (0.16%) を埋めるため、俸給表の水準を引き上げ</p> <p>② ボーナスを引上げ (0.05 月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分</p> <p>③</p> <p>【月例給】 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ採用職員の初任給を 1,500 円引上げ。若年層についても 1,000 円程度の改定。その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定 (平均改定率 0.2%)。 なお、実施月は平成 30 年 4 月 1 日となる。</p> <p>【ボーナス】 民間の支給割合に見合うように支給率を (4.4 月から 4.45 月分) に引上げ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分する内容。 平成 30 年度は 12 月の勤勉手当を 0.9 月から 0.95 月に変更します。平成 31 年度以降は、6 月期、12 月期の勤勉手当に 0.05 月分を案分して 0.025 月分を引き上げ、共に 0.925 月となる。</p> <p>【その他】 宿日直手当が引上げとなる。</p>

組合	ボーナスについて再任用職員はどうなるのか。
市	「給与勧告の骨子」には、記載されていないが、再任用職員についても、引上げ率は0.05月分となり、平成30年12月期は0.05月分を引上げ0.475月、平成31年6月期、12月期は0.025月分を引上げ、共に0.45月となる。
組合	千葉県人事委員会勧告が同内容であった場合、説明のあったとおりの給料表の改定と一時金支給月数の引き上げを行うという理解でよいか。
市	その理解で間違いない。
組合	<p>県の勧告が出された後、その内容を確認し、書面にて回答という形にさせていただく方向で進める。</p> <p>また、人事院の勧告と県の勧告の内容に差異があった場合には、改めて部長交渉を要求し、その中で協議し回答をさせていただく。</p>
市	承知した。